

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市花園町一丁目一三一〇番地
三、最後の住所香川県高松市塩上町二丁目一
八番一六 五〇四号ダイアパレスマンション
被相続人 亡 元谷 悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年六月二十五日

香川県高松市築地町一三番地九
高松あさひ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤本 隆英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府向日市物集女町中海道八八番地六
五、最後の住所京都府向日市物集女町中海道
八八番地の六五 被相続人 亡 鶴殿 勝信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年六月二十五日

長崎県島原市中町八五一番地大手ビル三階
島原中央総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 河野 哲志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県曾於郡大崎町永吉七〇四九番地
二、最後の住所鹿児島県志布志市志布志町志
布志一二二九番地住宅型有料老人ホームさく
らの家 被相続人 亡 加治屋信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年六月二十五日

鹿児島県鹿児島市打馬二丁目一番一〇号ウエ
ンパール打馬一〇一〇号室藤尾法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤尾 直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩川内市東郷町山田三三四
番地、最後の住所鹿児島県大島郡宇論町大字
麦屋一七九九番地一西区教員住宅二九号棟一
被相続人 亡 坂元 鉄平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年六月二十五日

鹿児島県大島郡宇論町大字那間一二四番地
相続財産清算人 司法書士 田畑 剛俊

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第
二項の規定により、次のとおり供託しました。
不在者 仲嶺 盛彦

従来住所 大阪府寝屋川市緑町一八番五号
生年月日 昭和二十八年十二月十日
二 供託所 大阪法務局

三 供託番号 令和八年度金第三三三三三三
四 供託金額 六七一、一七二円

五 裁判所 大阪家庭裁判所
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和五年(家)第七一五三一
令和八年六月二十五日

大阪府豊中市本町六丁目一一二五二〇
四号 不在者財産管理人 大矢 香里

不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第
二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 若林キミヨ
住所 大阪府東大阪市小若江一丁目二六番五
号

生年月日 昭和六年九月六日
二 供託所 大阪法務局

三 供託番号 令和八年度金第三三四五五
四 供託金額 二、一九七、二二九円

五 裁判所 大阪家庭裁判所
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和七年(家)第八一四三六
令和八年六月二十五日

大阪府中央区谷町九丁目三番七号 中央谷
町ビル二階

不在者財産管理人 弁護士 藤井 恭子
不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第
二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 森川 正人
住所 本籍広島県竹原市下野町二五一三番
地、従来住所不明

生年月日 大正元年十月十四日

二 供託所 広島法務局呉支局
三 供託番号 令和八年度金第六九号
四 供託金額 六、四六六、六〇一円

五 裁判所 広島家庭裁判所呉支部
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和四年(家)第三〇一九号
令和八年六月二十五日

広島市中区上幟町一番四四号二階
不在者財産管理人 正原 大嗣

不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第
二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 竹本三代子
本籍 山口県柳井市中央二丁目二〇二番地
二 供託所 山口県柳井市大字柳井一二五〇
番地

生年月日 大正十年六月二十五日
二 供託所 山口地方方法務局岩国支局

三 供託番号 令和八年度金第四八号
四 供託金額 一六、八九九、〇九二円

五 裁判所 山口家庭裁判所岩国支部
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和六年(家)第七〇六六号
令和八年六月二十五日

山口県岩国市山手町一丁目一番一〇号サン
ピアやまて一〇二

不在者財産管理人 弁護士 林 貴士
特定不能土地等管理者による供託公告

次の土地について、表題部所有者不明土地の登
記及び管理の適正化に関する法律第二十八條第二
項の規定により、次のとおり供託しました。

一 所有者等特定不能土地に係る所在事項
群馬県太田市金山町三九番一二

二 供託所 前橋地方方法務局太田支局
三 供託番号 令和八年度金第七八号

四 供託金額 一〇一、五二〇円
五 裁判所 前橋地方裁判所太田支部

六 事件名 特定不能土地等管理命令申立事件
七 事件番号 令和六年(チ)第三号

令和八年六月二十五日
群馬県高崎市緑町一丁目二番地二号 Y K
ビル一階 弁護士法人山本総合法律事務所

特定不能土地等管理者 井上 直

第53期決算公告

令和8年6月25日 福井県越前市北府二丁目1番5号

Shin.Etsu

信越フィルム株式会社

代表取締役社長 有川 節

貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,370,997	流動負債	1,398,024
固定資産	1,946,844	固定負債	48,363
有形固定資産	1,389,359	負債合計	1,446,387
無形固定資産	8,466	株主資本	3,670,342
投資その他の資産	549,019	資本剰余金	200,000
		利益剰余金	3,470,342
		その他利益剰余金	3,470,342
		(うち当期純利益)	(35,819)
		評価・換算差額等	201,112
		純資産合計	3,871,454
資産合計	5,317,841	負債・純資産合計	5,317,841

(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,140,412千円
2. 1株当たりの当期純利益 179円10銭

第51期決算公告

令和8年6月25日 北海道北見市中央三輪6丁目437番地1

光洋自動車株式会社

代表取締役 伊藤 誠英

貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,864,872	流動負債	2,622,607
固定資産	2,193,458	(賞与引当金)	(27,000)
		固定負債	107,367
		(役員退職慰労引当)	(29,288)
		(退職給付引当金)	(15,159)
		株主資本	1,328,356
		資本剰余金	30,000
		利益剰余金	1,298,356
		その他利益剰余金	1,298,356
		(うち当期純利益)	(21,400)
資産合計	4,058,330	負債・純資産合計	4,058,330